

○逗子市社会教育委員会議規則

平成26年 3 月24日

逗子市教育委員会規則第 1 号

逗子市社会教育委員会議規則（昭和34年逗子市教育委員会規則第 2 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、逗子市社会教育委員条例（昭和34年逗子市条例第19条）第 6 条の規定に基づき、逗子市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議について必要な事項を定めることを目的とする。

（議長等）

第 2 条 会議運営のため、議長及び副議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長は、会議を主宰する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 会議は、議長が招集する。

2 議長は、委員定数の 3 分の 1 以上の者から会議に付議すべき事項を示して招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協力の要請）

第 4 条 議長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（委任）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会の会議の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 第1回の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。